

広島市告示第565号
令和4年12月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) スーパーオートボックス広島観音新町店
 - (2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2873番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社オートボックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社オートボックス南日本販売広島カンパニー
代表取締役 西川 征宏
広島市南区東雲三丁目7番18号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年8月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,099平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
32台
 - (2) 駐輪場の収容台数
5台
 - (3) 荷さばき施設の面積
83平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
21立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻：午前10時
 - イ 閉店時刻：午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年12月9日
- 9 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間
令和4年12月12日から令和5年4月12日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出
- 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和5年4月12日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課